

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・手数料は以下の通り、求人者より申し受けます。なお、届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50% 手数料負担者は求人者とします。